第 22 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会における 審議事項に関するヒアリングについて

今期の文化審議会著作権分科会法制度小委員会における4つの審議事項について の御意見をお伺いします。後述の検討資料に対する御意見の御発表をお願いいたし ます。

研究目的に係る権利制限規定の検討について

1. 経緯

- <u>令和元年度</u>、法制度小委員会において制度設計等の検討を進める際の視点・留意事項を整理し、まずは、<u>国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を</u> <u>把握</u>することとされ、令和元年度文化庁委託事業「<u>研究目的に係る著作物の利用に関す</u> る調査研究」が実施された。
- この調査研究では、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討の際の論点等が一定程度明らかになった。一方で、さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘された。
- 令和2年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」では、 諸外国の法制度やライセンスの実態等について一定程度明らかにされた。また、令和2 年度の文化審議会著作権分科会では、研究目的での著作物利用にとっても重要な役割を 果たしている図書館関係の権利制限規定の見直しに関する検討が進められ、「図書館関係 の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」(令和3年2 月3日)が取りまとめられた。これを受け、令和3年度に図書館関係の権利制限規定の 見直し等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)が成 立・公布された。
- 令和3年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」では、 図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応できない場面として、主に研究成果 発表における著作物利用のニーズについて、研究者を対象により広範・詳細な調査を実 施するとともに、諸外国における研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の 解釈・運用とライセンスの実態について、令和2年度調査研究を踏まえてより詳細に調 査を行った。
- この調査研究では、ウェブアンケートにより多様な研究主体を対象にした実態調査と 外国法調査、また有識者委員による専門的検討が行われ、著作権法に基づく許諾や引用 とは別に、研究における引用や学会・研究会等での発表における慣行としての許諾や引 用の必要性の存在や著作権法第38条等の権利制限規定の認知・理解が進んでいない実態

等が明らかになった。

また、許諾の取得については、許諾を誰に求めるのかわからない、返答がない、手続が煩雑、といった課題が挙げられ、有識者会議における検討において、著作物の利用許諾に関して、著作権分科会で行われている<u>簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策の検討と重なる部分が多く、研究場面を含む許諾の在り方についても議論されることが望ましい旨、指摘がされた。</u>

2. 対応(案)

○ 研究目的に係る権利制限については、これまでの審議及び調査研究の結果を踏まえ、 引き続き、著作権法第32条、第38条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施、 令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローすると ともに、現在検討を進めている<u>簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権</u> 利処理方策による対応を行い、さらにこれらによっても解決されない支障や新たなニー ズがある場合に、必要に応じ、そのニーズに応じた検討を行うこととしてはどうか。

立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

1. 経緯

- デジタル社会の実現に向け、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が、立法・ 行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、文化審議会著作権分科会では、DX の基盤整備の観点から今後考えられる著作権法上の課題について検討を行ってきた。
- 昨年度の法制度小委員会では、関係者からの実態・意見聴取を踏まえた検討を行い、 論点整理を行った。また、民事裁判手続の電子化・オンライン化を実現する民事訴訟法 の改正に対応した著作権法の改正について検討を行い、所要の制度改正が行われた。 今年度も引き続きその他の課題について検討を行う。

2. 対応(案)

- ① 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について
 - 行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、現行法で可能となっている内部資料としての複製(著作権法第42条)について、デジタルでも同様の利用ができるよう所要の制度改正が必要である。
 - その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に 限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留 意する。
 - 「内部資料」の解釈については、現行の解釈も含め周知を徹底する必要がある。
- ② その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて
 - オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の在り方、災害発生時の情報収集や情報発信等のための著作物の利用については、引き続き具体のニーズや利用場面を踏まえて検討を行う。
 - その際、DX時代に対応した著作物の利用円滑化とバランスを取りつつ、著作権・ 著作者人格権等について検討を行う。

(参考) 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

(裁判手続等における複製)

- 第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的 のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度におい て、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数 及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。
- 一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価 又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三 十号)第二条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関 する手続
- 二 行政庁の行う品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第二条第二項に規定する品種 をいう。)に関する審査又は登録品種(同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。) に関する調査に関する手続
- 三 行政庁の行う特定農林水産物等(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 二十六年法律第八十四号)第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この 号において同じ。)についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての 同法第二十三条第一項の指定に関する手続
- 四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事(医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。)及び再生医療等製品(同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。)に関する事項を含む。以下この号において同じ。)に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続
- 五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

損害賠償額の算定方法の見直しについて

1. 経緯

(現行規定)

○ 著作権者は、その著作権が侵害された場合、不法行為に基づく損害賠償請求が可能であり、その場合の損害額の立証に関しては、著作権法 114 条第 1 項から第 3 項に基づいて損害額を算定することができる。これにより、著作権者の損害額の立証の負担が一定程度軽減されている。

(課題)

- 近年、マンガを中心に海賊版サイトによる被害が深刻化している。コロナ禍における 巣ごもり需要の高まりと相まって、令和3年7月には、日本における海賊版サイトの訪 問数は約6億アクセスと、大型漫画海賊版サイト「漫画村」による被害が大きかった平 成30年3月当時の月間訪問数4億弱を大きく上回る水準を記録した。特にマンガに関 する海賊版被害については、令和3年1月からの年間でただ読みされた金額は1兆円を 超えるとされる¹。ファスト映画やネタバレサイト等による著作権侵害での摘発例もみら れる。
- 一方で、権利者が民事訴訟を提起した場合に、著作権法第 114 条に基づく損害額の算定が論点となる事案もあり、実務家からも、損害賠償額の算定方法の考え方について柔軟な解釈を求める声がみられる²。近年増加する著作権侵害に対し、権利者の被害回復の観点から実効的な対応策を取れるよう、損害賠償額の算定方法に関する規定を見直す必要性が高まっていると考えられる。

2. 対応

(特許法等の状況)

○ 著作権法第 114 条第 1 項から第 3 項までの規定は、特許法第 102 条第 1 項から第 3 項までの規定と類似のものとなっている。特許法第 102 条については、特許等の権利によって技術等を十分保護できるよう訴訟制度を改善することを趣旨として、令和元年に以下の改正が行われている(商標法、意匠法、実用新案法も同様の改正が行われている)。

 $^{^1}$ 文化審議会著作権分科会中間まとめ「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」(令和 4 年 3 月)https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/63/pdf/93683901_03.pdf

² 中川達也「損害額の柔軟な算定」コピライト 699 号 2 頁

- (i) 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。(特許法第102条第1項関係)
- (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったこと を前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。(特 許法第 102 条第 4 項関係)
- ・ (i) は、権利者が自ら実施すると同時に権利をライセンスして利益を得ることができる場合もあるという知的財産の性質に鑑み、「販売数量の減少による逸失利益」のみならず、「ライセンス機会の喪失による逸失利益」も含めて、損害賠償算定の特例を定めることが損失の填補という観点から望ましいと考えられることから、改正前の特許法第102条第1項による推定が覆滅された部分のライセンス料相当額も権利者が受けた損害の額として認めるものである。
- ・ (ii) は、特許法第 102 条第 3 項のライセンス料相当額が訴訟当事者間の具体的事情を斟酌して認定されることが想定されているところ、通常のライセンス交渉段階と比べ、損害賠償額算定の段階においては、類型的に増額に働き得ると考えられる考慮要素があり、そうした要素を考慮することができる旨を明らかにするものである。

(著作権法における対応)

- 上記の令和元年の特許法改正の内容は、著作権法における現行規定とその他の知的財産法体系との整合性をとる観点や、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取れるようにするというニーズにも当てはまることから、著作権法についても、同様の見直しを行う。
 - (i) 侵害者が得た利益のうち、著作権者等の販売等の能力を超えるとして賠償が否定される部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。
 - (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。
- その他受信複製物の規定等、著作権固有の論点について、創作活動が萎縮しないよう な配慮をしつつ検討が必要。

(参考) 著作権法第 114条

- 1 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を 侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合に おいて、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵 害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を 含む。)を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によ つて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物(以下 この項において「受信複製物」という。)の数量(以下この項において「譲渡 等数量」という。)に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売すること ができた物(受信複製物を含む。)の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た 額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を 超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。た だし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売するこ とができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額 を控除するものとする。
- 2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。
- 3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、 出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接 権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額と して、その賠償を請求することができる。

(後略)

(参考) 令和元年改正後 特許法第 102条 ※太字下線部が改正箇所

- 1 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、<u>次の各号に掲げる額の合計額を、</u>特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。
 - 一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額

- 二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(特 許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権 の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権につ いての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)におけるこ れらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対 し受けるべき金銭の額に相当する額
- 2 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。
- 3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用 実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額 に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求するこ とができる。
- 4 <u>裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受ける</u> べき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、特許権者又は専用実施 権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、 当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は 専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者又 は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

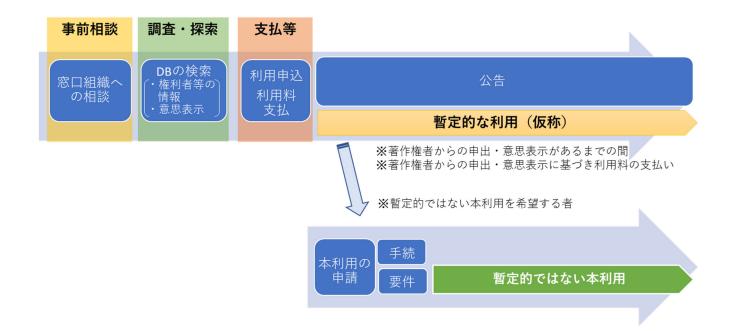
(後略)

簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

1. 制度化イメージ

- 前回の審議を踏まえ、中間まとめに示した「新しい権利処理の仕組み」の検討について、具体の制度化イメージを示しつつ、いわゆる「拡大集中許諾制度」のような許諾ベースの考え方や権利制限規定のような考え方の検討、著作権者等不明著作物に係る裁定利用の代行等について検討を行うこととする。
- 制度化の基本は、窓口組織への相談・申請/著作権者不明・所在不明又は意思表示がされていないこと/使用料相当額に当たる利用料の支払い/窓口組織による公告等を要件として、一定の暫定的な利用を可能とする簡素な仕組みを設けるとともに、併せて一定の追加的手続を経る又は現行の裁定利用申請を行うことなどにより、暫定的ではない本利用を認めることとする。

【図:新しい権利処理の仕組みの制度化のイメージ】



(制度化イメージ)

- ①利用者は、窓口組織に著作物の利用場面・方法の相談を行う。
- ②利用者・窓口組織においてデータベース(DB)を活用した著作権者の探索等を行う。
- ③著作権者等が不明・所在不明又は著作権者等の意思表示がない場合、新しい権利処理 手続に入ることができる。
- ④新しい権利処理手続では、利用者が窓口組織に使用料相当額に当たる利用料を支払う。
- ⑤窓口組織が WEB 上で当該利用に係る公告を行う。
- ⑥利用者は、この公告がされた後、これと並行して、暫定的な利用を行うことができる。
- ⑦窓口組織は暫定的な利用期間中は公告を行う。
- ⑧著作権者等が現れた場合、窓口組織は著作権者等の申し出を受け、当該著作物の利用 に係る意思を確認する。暫定的な利用は終了となり、利用期間に応じた使用料相当額 に当たる利用料の支払いが行われる。継続利用も含めた利用許諾については、著作権 者と利用者との間で許諾交渉手続が行われる。
- ⑨著作権者等が現れない場合、利用者は、暫定的な利用に加え、暫定的ではない本利用 のための手続に入るかを選択できる。
- ⑩利用料の一部は、DBの拡充その他著作権関連事業に充てる。
- 本制度化の主なポイントとしては次のとおり。
 - ・著作権者不明等に加え、意思表示のされていない著作物等も対象とすること
 - ・著作権者等の探索や使用料算定に係る利用者や関係団体の負担軽減に資すること
 - ・現行法の裁定制度において、申請中利用まで $1\sim 2$ か月程度要していたケースがあるところ、窓口組織への相談・DB 等による探索等により相当程度の時間の短縮を図ること
 - ・利用料については、供託手続をとらないことによる利用者の負担軽減及びその有効利用が考えられること
 - ・暫定的ではない本利用への選択的移行により、著作権者の権利を直ちに失わせることなく、利用者・権利者双方にとって柔軟なスキームとすることができること

2. 各論点の整理

<考え方>

- 現行の著作権法では、公益性等の観点から特定の利用場面について権利制限を行う 仕組み、著作権者不明等の著作物について文化庁長官による裁定の仕組みが設けられ ている。このことから、今般の新しい権利処理について、著作権者の意思を尊重しつ つ、一定の要件・一定の対価の支払いを前提に利用を可能にする仕組みを検討するこ とは不可能ではないとの指摘がなされた。
- 新しい権利処理の仕組みの制度化として考えられるいくつかの方策は、利用を可能 にする制度的帰結がほぼ同一であることに鑑み、著作権者等の利益を不当に害するこ とのないように留意しつつ、ニーズや公益性、そのための一定の要件に焦点を当てて 検討することとしてはどうか。
- ニーズや公益性については、昨年度の文化審議会著作権分科会の中間まとめにあるように、著作権者等の探索を含む権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結び付いていないとの指摘を踏まえ、コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立により新たな創作活動につなげる「コンテンツ創作の好循環」の最大化を挙げることができる。
- また、近年制度化されたいわゆる所有者不明土地の利用の円滑化においても、課題、問題点として、「公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど、土地の利活用を阻害」3している旨が挙げられており、用地買収や民間の取引の際に所有者探索に多大な時間と費用を生じさせるなど、国民経済に損失を生じさせている点などは、今般の議論にも一部当てはまる部分があると考えられる。

これについて、著作物の新しい権利処理における暫定的な利用については、「非独占的利用」であり、当該利用が認められた場合においても、著作権者は、自ら利用し又は他者に利用許諾をすることは可能であり、より柔軟な利用を検討する余地はあると考えられる。

○ いわゆる「拡大集中許諾制度」の制度化については、他人の財産について第三者が 許諾を行うことができるとする法的正当性についての説明が難しいという指摘があっ た4。このことについては、諸外国におけるいわゆる「拡大集中許諾制度」の制度的な 理論や運用が参考になると考えられ、現在、文化庁で行っている「拡大集中許諾制度」

[・] 法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」(令和4年6月版) P1

⁴ EUのデジタル単一市場指令第12条は、CMO(集中管理団体)に譲渡・ライセンスなどを委託していない権利者の著作物において、権利を委託していない著作権者についてもCMOが代表すると推定する仕組みを構築できる規定とされている。本条第1項「拡大効を有する集中許諾」では、(a) ECL(拡大集中許諾制度)(b) 法定委任(=法により特定分野の権利について指定された集中管理団体に委任していると推定すること)、代理権の推定(=代理人が本人の名で法律行為をする権限(代理権)が集中管理団体にあると推定すること)が定められている。国により採用している制度は異なる。

に関する諸外国の導入状況やその運用に関する調査研究の内容も参考にすべきである。

<権利者不明・所在不明>

- 現行の著作権者不明等の場合における著作物の利用については、法第 67 条において「著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合」と規定されており、政令では、「著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報(以下この条において「権利者情報」という。)を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合」として、「刊行物その他の資料の閲覧」、「著作権等管理事業者への照会」、「新聞紙への掲載等公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること」と規定している。
- 新しい権利処理の仕組みにおける暫定的な利用については、この探索の措置について、分野を横断する一元的な窓口組織(以下「窓口組織」という。)への事前相談や事後の公告手続、さらには分野横断権利情報データベースの活用を前提に、一定程度緩和することが考えられる。

例えば、利用者・窓口組織において分野横断権利情報データベースの検索を行うことや、事後の公告などの一定の過程を経ることで、当該著作物等又はそれに付随して著作権者等に係る情報がなく連絡することができない場合、権利者が不明及び権利者の所在が不明の場合として、暫定的な利用のプロセスに入ることを可能とすることとしてはどうか。

<「意思表示」がされていない場合>

- 権利者不明・所在不明の著作物に加え、著作権者が権利を有する著作物の利用に関して「意思表示」を行っていない場合について、当該著作物の利用円滑化の方策を設けることを検討する。
- この「意思表示」の有無の判断については、著作権者の意思を尊重する観点からはそ の意思を確認できる機会を確保することが重要である。

「意思表示」については、著作物の種類やその公表・流通形態により様々であるが、 著作物の利用可否のみならず、利用許諾に係る申請連絡先や、その権利の所在が示され ている場合も想定される。

このため、「意思表示」の有無の判断については、著作物の利用の可否について明記されておらずとも、著作物又はそれに付随して著作権者等に係る情報が示されている場合には、まずは当該情報に基づき、連絡を試み利用許諾をとることを基本としつつ、その上で返答がない場合については、「意思表示」がされていない、として新しい権利

処理における暫定的な利用プロセスに入ることを可能とすることとし、著作物の種類やその公表・流通形態も踏まえ、引き続き検討を行う。その際、二次的著作物や、許諾を受けての利用等、著作権者等でない者により公表されている著作物にも留意した検討が必要。

- これにより、上記の著作権者不明・所在不明等の場合に加え、例えば、示されている連絡先に連絡を試みても返答がない場合や、複数の権利者がいる著作物についてそのうちの一部の者のみから回答が得られないために利用が適わない場合等について利用の途を開くことが期待できる。
- なお、現状、連絡を試みても返答がない場合は、一般に許諾が得られたことにならないため、当然に利用することはできない。

しかし、このことが権利処理に係るコストの増大を招き、著作物の利用が滞っている 状況に鑑みると、今般の新しい権利処理の仕組みにおける暫定的な利用のプロセスに おいて、こうした事前の「意思表示」の確認と、暫定的な利用のプロセス中の窓口組織 による公告等に対応する「意思表示」の機会を設けるとともに、それでも意思表示がな い場合は、無体物たる著作物の利用の非競合性といった性質も踏まえ、当該利用に係る 許諾権を一部制約し、著作権者の意思表示があるまでの間、一定の条件の下で著作物の 利用を可能とすることも考えられる。

○ また、意思表示をしやすくするなどの仕組みや環境を整えることを考える必要があるか。

<使用料相当額に当たる利用料>

- 「使用料相当額」については、窓口組織が著作権等管理事業者等の協力を得て、利用者側の意見を考慮しつつ定めることとしてはどうか。
- この算定に当たっては、公正性や公平性を担保することが重要であるため、著作権者や利用者等で構成される会議等の場の関与や、文化庁が令和4年度から提供している「著作権者不明等の場合の裁定補償金額シミュレーションシステム」の活用等が考えられる。また、個別具体の案件に応じた詳細な算定ではなく、外形的かつ簡易な算定とすることが考えられる。
- この利用料は、暫定的な利用を行う前に利用者が窓口組織に対して支払うこととする。また、窓口組織においては、公告等により著作権者が現れた場合に、当該著作権者の意思等を確認のうえ一定の使用料相当額を支払うこととする。著作権者への支払いについては柔軟な運用が必要である。

なお、暫定的な利用の期間中も公告等を続けることを踏まえ、現行の裁定利用と同様、窓口組織によるさらなる著作権者等の探索や分配は行わない。

○ 著作権者等が現れない場合が想定されるが、利用料の受け取りの期限を設定すべきか。また、窓口組織が収受した利用料の一定期間後の取扱いについて、分野横断権利情報データベースの改良・拡充等、著作権者や利用者に資する著作権の関連事業に活用することを可能としてはどうか。

<暫定的な利用(仮称)について>

- 暫定的な利用(仮称)は、著作物の利用について窓口組織への利用申込と使用料相 当額に当たる利用料の支払いを行い、窓口組織による公告が行われた後から著作権者 からの申出・意思表示があるまでの間の利用を可能とする。
- この場合において、著作権者等との協議を通じた円滑な利用への安定的な移行を確保する観点から、著作権者等からの申出・意思表示があってから一定期間の利用の継続を認める必要があると考えられる。

< 暫定的ではない本利用を認めることについて>

- より簡易な手続により暫定的な利用を認めることに併せて、現行の裁定利用のよう な、著作権者等が現れた場合においても利用することができる仕組みについても検討 すべきである。
- 暫定的ではない本利用を希望する利用者がいる場合、暫定的な利用に並行し、例えば、次のような一定の手続・要件を経ることで、本利用の途を開くことしてはどうか。
 - 暫定的な利用の一定期間の継続
 - ・現行の裁定利用と同等の探索努力及び使用料相当額に当たる利用料についての文 化庁長官の認可
 - ・(現行の裁定制度が存続する場合)現行の裁定利用申請への切り替え
- 現行の裁定制度を活用する場合、同制度では意思表示がされていない著作物の利用 は可能とならないため、この暫定的ではない本利用の手続・要件に併せて検討を行う。

<窓口組織の役割>

○ 今般の新しい権利処理の仕組みは、著作権者不明等の場合や、意思表示がされていない場合についての利用円滑化を図るものであるが、仮に、著作権者不明等であることや、意思表示がされていないこと等の要件の確認を利用者が主観的に判断できる仕組みとすると、違法利用の拡大・助長といったリスクが生じることとなる。

また、利用に当たっての相談や利用料の支払い、暫定的に利用される著作物の公告の主体等については、複数の組織が分散して存在するよりも集中している方が効率的である。

○ このように、著作物の適法利用の円滑化を図るため、窓口組織を設け、新しい権利 処理に係る手続を一元化することが必要である。この窓口組織は著作権者等へのアク セスを容易にするための組織でもあり、著作権者等や利用者双方のための組織である と考えられる。

現時点で想定される窓口組織による主な役割は次のとおりである。

- ・著作物の利用に係る相談
- ・DB 等を活用した著作権者等又は著作権等管理事業者の探索・案内
- ・新しい権利処理の案内・手続執行(使用料相当額の算出と利用料の収受・公告・ 著作権者への支払い)
- さらに、上記のように窓口組織が担う新しい権利処理のプロセスや使用料相当額の収受には、一定程度の公益性や公正性等が担保される必要がある。このため、窓口組織には、文化庁による指定や認可等の一定の関与を措置する必要がある。

< 溯及効>

○ 新しい権利処理の仕組みの制度化前に創作され、公表された著作物についても対象とする。一般に、著作物がいつ創作され、公表されたかについては判別が難しく、新しい権利処理の仕組みの制度化の前後でその扱いを切り分ける運用は実質的に困難であることや、今般の議論の背景の一つには過去に創作された著作物のデジタルアーカイブ・デジタル配信等のニーズがあることにも留意が必要である。

なお、平成 21 年の著作権法改正においては、著作権者不明等の著作物の裁定による利用について、著作隣接権についても対象とされ、また、裁定申請中の利用が可能とされたところ、その対象となる著作物や著作隣接権については特段の制限はかけられていない5。

<オプトアウト>

○ 新しい権利処理の仕組みを活用しない意思を表明する、いわゆる「オプトアウト」は、個々の著作物毎に行うこととすると、かえって煩雑になりかねない。著作権者の利便性や意思の尊重に鑑み、例えば著作権者単位による簡易で包括的なオプトアウトの仕組みを DB の活用等を含めて検討する。

<翻案等を伴う利用>

○ 翻案等を伴う利用を可能とするべきである。ただし、その際は、同一性保持権等に も留意した適切かつ柔軟な運用が望まれる。

⁵ 改正法附則第3条においては、施行日以後の裁定の申請をした者について適用する旨の経過措置は定められている。

<所有者不明土地に係る民法等の規律の整理との関係>

○ 近時、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し(令和3年民法改正等) として、「所有者不明土地・建物管理制度」及び「管理不全土地・建物管理制度」の創 設、所在等不明共有者や共有物の管理について賛否を明らかにしない共有者がいる場 合の変更・管理に関するルールの改正等が行われた。

この民事基本法制の見直しと今般の新しい権利処理の仕組みの検討では、権利者探索を含めた権利処理に多大なコスト(時間・費用)が必要となり、民間取引が阻害されているという課題や、この解決のため他人の財産の管理・利用に関する新たな制度を創設し利用円滑化を実現するという課題解決方策の点で共通している。

民事基本法制の見直しにおいて所有者不明土地・建物等について利用円滑化が図られたこと及びその際の考え方は、新しい権利処理の仕組みの創設においても参考になると考えられる。

○ 上記の「所有者不明土地・建物管理制度」と新しい権利処理の仕組みとでは、権利者不明又は連絡不能の場合に加え、「意思表示」がされていない場合についても対象とすることを想定している点が異なるが、この点については、例えば、著作権法においては「文化的所産の公正な利用」が目的規定に掲げられ(1条)、国民が著作物を利用する者であり文化の享受者であることを念頭に権利保護を図るものと考えられ、他の財産権に比して利用を認める必要性が高い(他人が利用することを前提としている)と考えられることや6、著作物については、有体物と異なり、ある者が利用したとしても他の者が重ねて利用することは阻害されない(利用の非競合性)ことなどを踏まえた検討していく必要がある。

⁶ この規定に関して、著作物については「個人の財産としての側面を有すると同時に、国民共通の財産としての側面をも有し、また著作者自身、著作物を創作するにあたっては先人の文化遺産を何らかの形で摂取しているのであるから、著作物の利用を永久にかつ無制約に著作者の恣意にのみ任せることは許されず、著作権等の保護には一定の限界があることは当然の宿命」であるとの指摘(半田・松田『著作権法コンメンタール1 [第2版]』P13 [半田])がある。